

# J R 東海 労 な ご や

2015年7月24日 N o . 1044  
J R 東海 労 名 古 屋 地 方 本 部  
発 行 者 : 山 田 哲 也  
編 集 者 : 教 宣 部

7月15日に今夏のボーナス・昇給を不当にもカットされた東海労名古屋地本組合員3名に対する苦情処理会議が開催されました。会議では、区の対策をやれなかったことがカットの理由にされたり、急に指摘が増えたなど不当なことも発生しました。

## 区の対策がボーナスカットの理由に！！

今回の苦情処理会議では、ボーナスカットの理由の中に運輸区独自の対策がやれなかったことが理由とされました。これまで何度も苦情処理会議は開催してきましたが、これまでは、このような事は一度もカットの理由にされることはありませんでした。

具体的な例をあげれば、A運輸区のTさんは「駅停車に際してホーム進入時の速度の喚呼を行わなかったこと」がカットの理由にされました。この取り扱いは、A運輸区独自の対策であり、規程の中で明文化されている取り扱いではありません。このような事がカットの理由になれば、今後どんな些細なことでもカットの理由になってしまいます。

## 査定期間の後半に急に増えたカット理由

また、B運輸区のOさんに対するカット理由が2月～3月（査定期間は10月～3月）に急に増加していました。Oさんは掲示板設置の三労委で代理人として会社証人を審問するなど重要な役割を果たしてきました。このことに対する報復が決まり、急に点呼が厳しくなり添乗が増えたと考えられます。添乗回数が多くなればそれだけ注意指導が増えることなになります。その結果が今回のボーナスカットに繋がっていることはいうまでもありません。

もちろん、本人はこのような理由は認められないとして、地方苦情処理会議の通知に対して異議申し立てを行いました。次は中央でボーナスカットは不当であることが議論されます。査定期間の6ヶ月間、無事故で仕事に取り組んできたにもかかわらず、ボーナスカットをされた彼らの怒りを地本全体の怒りとして、不当なボーナスカットを許さない体制を作ります。何でもありのボーナスカットを許さず、最後まで闘い抜いていきます。